

安岡中学校 令和3年度 学校いじめ防止基本方針

I 基本理念

教育の目的は、生徒一人ひとりの人格の完成を目指し、国家及び社会の形成者としての資質を育成することである。学校教育は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視して「生きる力」を育むことが重要になっている。本校は校訓「今日が楽しく、明日が待たれる学校」のもと「知・徳・体のバランスのとれた生徒の育成」を目指し、生徒・保護者・地域にとって「通いたい学校、通わせたい学校」「安心・安全で自己実現できる学校」を基本理念に掲げ、全職員の協働体制による学校教育活動を実践している。

文部科学省においては、いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」を策定し、国としての指針を示した。

いじめ防止対策推進法の概要

1. いじめが全ての生徒に関する問題であるという考え方のもと、生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを目指して行う。
2. 全ての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することができないように、常日頃から、管理職、教職員等により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を設置し話し合いを行う。
(第22条「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」)
3. 在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行う。事実確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめ防止対策委員会の中でいじめをやめさせること及びその再発を防止するための話し合いを行う。また、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
(第23条「いじめに対する措置」)
4. 学校は、いじめにより在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合には重大事態として捉え、事実確認を明確にするための調査を行う。また調査内容については、いじめを受けた生徒と保護者に対して適切に提供及び那覇市教育委員会に報告する。
(第28条「重大事態への対処・学校の設置者又はその設置に関する学校による対処」第30条「公立学校に係る対処」)
5. いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、日頃からいじめ防止に向けた取り組みについて適切に学校の評価を行う。
(第34条「学校評価における留意事項」)

いじめ防止対策推進法の概要を踏まえ、学校においては全教職員が生徒が発しているサインを見逃さないように、教師は常に「もしかしたら自分の学校や学級でもいじめが起こっているかもしれない」という危機感を持って生徒に接し、教員相互の情報交換を密に行ながらいじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは絶対に許されないこと」「いじめる側が悪い」という認識を、生徒と教師が共に持つことが前提となる。このことを念頭において下記に本校の学校いじめ防止基本方針を示し、「いじめを許さない学校」の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II いじめの定義と構造図

いじめとは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものという。
(第2条「いじめの定義」)

III 本校のいじめ防止基本方針

1. 教育相談の充実による自己有用感を培う教育の推進 2. 道徳教育の充実を通した規範意識の向上
3. 教育活動全体を通じた道徳教育及びボランティア・体験活動等の充実

IV めざす学校像

1. 学校生活が楽しく、通いたくなる学校（生徒） 2. 安心・安全で信頼される学校（保護者・地域）
3. チームワークで共通実践し教育活動をすすめる学校（教職員）

V めざす生徒像

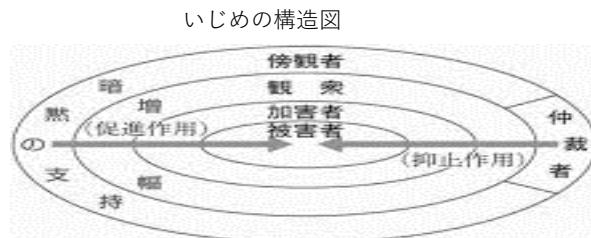
1. 目的意識をもって学び、確かな学力が身についている生徒 2. 人権感覚が身につき、心豊かな生徒
3. 健康管理及び体力向上に努める生徒

VI めざす教員像

1. 幅広い視野と確かな指導力を持った教職員 2. 保護者や地域の願いを受け止め、共に歩む教職員
3. 人間性豊かで、社会性を合わせ持つ信頼される教職員

VII 基本方針

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されない行為である。しかし、心身の発達が十分に遂げられていない生徒にとっては、その成長の過程において、何らかの理由により、どの生徒も被害者にもなり得る可能性がある。これらの基本的な考えを基に、いじめの撲滅を目指し、生徒同士が互いに認め合い、共に成長していく学級づくりや生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりを行い、未然防止に取り組みたい。また、教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応をしていきたい。



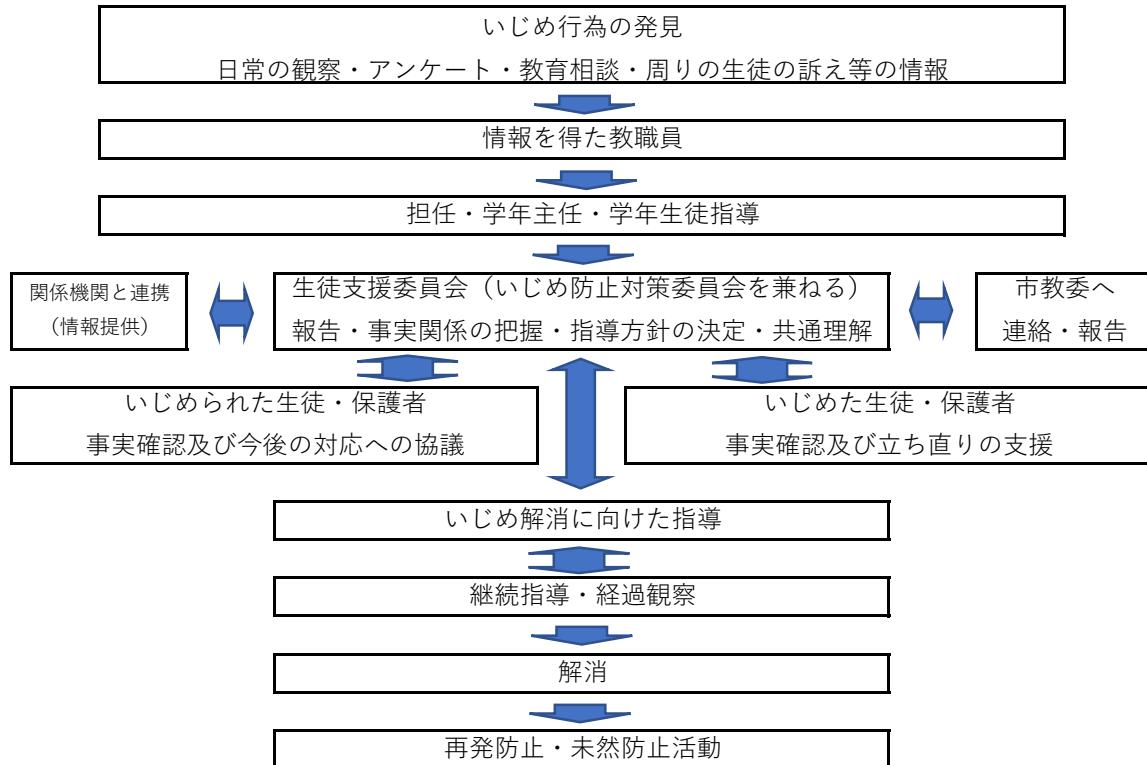
1. いじめの未然防止・早期発見・組織的対応に向けた取り組み

- (1) 週1回の生徒支援委員会（管理職、生徒指導主事、各学年主任・生徒指導、教育相談担当、特別支援コーディネーター、養護教諭など）を実施する。
- (2) 教育相談担当教師やスクールカウンセラー（SC）を中心とした教育相談体制を充実させる。
 - ①週1回のサポーター会議の実施
 - ②全生徒対象の教育相談（年2回）を実施する。
 - ③定例の特別支援教育推進委員会を開催する。
 - ④生徒の状況に応じてスクールカウンセラー（SC）とのカウンセリングの場を設ける。
- (3) 校内研修や職員会議などを通して、教師一人一人がいじめ問題に対する共通認識を持ち、組織的な対応ができるようにする。
- (4) 人権アンケート（毎月1回）を実施し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。
- (5) 人権作文（毎月1回）を活用して豊かな人権感覚を育成する。
- (6) 生徒会を中心にいじめ防止啓発期間の取組を行い、生徒一人一人のいじめを抑制する実践力を高める。
- (7) 学校として下記の取り組みを行う。
 - ①授業や行事の中で生徒が活躍できる場面を作り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめが起こりにくい風土を作り出す。
 - ②教育活動全体を通じて、基本的な生活習慣、規範意識、豊かな情操、他者とコミュニケーションを図る能力を育成する。

2. いじめの未然防止・早期発見・組織的対応に向けた学校体制

- (1) いじめ発見時の緊急対応
いじめ行為を発見した場合は、その時に、その場でいじめを止めるとともに、当事者生徒に関する教職員（担任・学年主任・学年生徒指導）に連絡する。あわせて管理職にも即座に報告する。
- (2) いじめの認知
いじめの兆候に気付いた場合は、当事者生徒への事実確認を行い、生徒支援委員会で総合的に判断し認知を行う。
- (3) いじめられた生徒への対応
 - ①生徒に対して
 - ・人権に配慮しながら事実関係を確認し、聞き取った内容は詳細に記録する。
 - ・つらい気持ちを受け入れ共感することで心の安定を図り、「最後まで守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
 - ・学校全体で組織的に解決していく姿勢（全職員で情報を共有し見守りの強化を図る等）を伝える。
 - ・状況に応じて養護教諭やSCと連携し、メンタルヘルス・ケア等を行う。
 - ②保護者に対して
 - ・発見したその日のうちに家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について生徒・保護者と協議する。
 - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう保護者に伝える。
 - ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について生徒・保護者と協議する。
 - ・家庭で生徒の変化に注意してもらい、どんな些細なことでも相談するよう保護者に伝える。
- (4) いじめた生徒への対応
 - ①生徒に対して
 - ・人権に配慮しながら事実関係を確認し、聞き取った内容は詳細に記録する。
 - ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした態度で継続的な指導を行う。
 - ・いじめに至った原因や背景を確認し、立ち直りの支援を行う。
 - ②保護者に対して
 - ・正確な事実関係を保護者に説明し、生徒の変容を図るために、今後の関わり方等を一緒に考える。
- (5) 周りの生徒に対して
 - ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑制する仲裁への転換を促す。
 - ②「いじめは決して許さない」という毅然とした態度を、学級・学年・学校全体に示す。
 - ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定しているということを理解させる。
 - ④いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。
- (6) 継続した指導
 - ①いじめが解消したと判断した場合でも、引き続き十分な観察を行い、折りに触れて必要な指導を継続的に行う。
 - ②いじめの発生を契機として事例を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むことを洗い出し、いじめのない学級づくりへの取組を強化する。

いじめ発生時の学校体制



3. いじめに対する措置（重大事態発生時）

(1) 重大事態とはいじめを受けたことにより

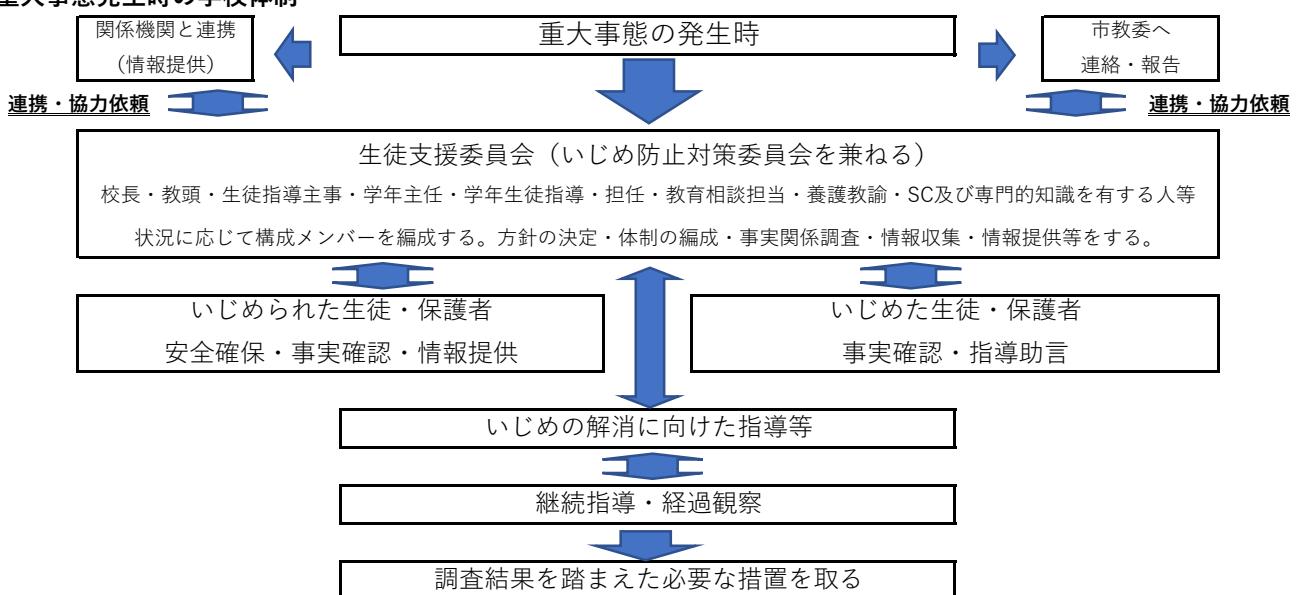
- ①生徒が自殺を企図した場合
- ②生徒が身体に重大な傷害を負った場合
- ③生徒が金品等に重大な被害を被った場合
- ④生徒が精神性の疾患を発症した場合
- ⑤生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

(2) 重大事態が発生した場合は、教育委員会に迅速に報告する。

(3) 重大事態の対処及び調査

- ①重大事態が発生した場合は、生徒支援委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）で事実関係の把握を行い、課題解決を図る。
※状況に応じて構成メンバーを編成する。
- ②事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ③いじめを受けた生徒及び保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明を行う。その際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ④調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえて関係機関と連携し学校における必要な措置を講じる。

重大事態発生時の学校体制



4. いじめの解決の認定

いじめの解消に向けて指導を行い、3ヶ月間は当事者生徒の経過観察をする。その後、当事者生徒・保護者・関係者等からいじめの継続がないことを確認する。生徒支援委員会（いじめ防止対策委員会を兼ねる）でいじめの継続がないことを確認し、教育委員会へ報告を行う。